

美登会会則

- 第1条 **会の名称・所在地** 会の名称は「美登会」とし、所在地は会長宅とする。
- 第2条 **目的・趣旨** 本会は、登山・ハイキング等の活動を通じて大自然に接し、心身の健康を図り、又会員相互の親睦を深め、以って幸せな生活を送ることを目的・趣旨として平成6年4月1日に設立した。
- 第3条 **構成** (1)本会は、第2条の目的・趣旨に賛同する有志の会員で構成される。(2)会員は、自己責任において活動に参加するものとする。(3)会員は、定められた年会費を納めることとする。
- 第4条 **活動** (1)月数回の日帰り山行とハイキング等の実施。(2)年数回の宿泊を伴う山行。(3)その他目的実現に必要な活動。(4)本会の活動計画は、会報及びホームページ等によって報知される。(5)活動参加中の会員は、行動の安全と統一の為担当リーダーの指示を尊重する。(6)社会的な非常事態においては活動を制限及び中止する。(7)自然に触れあい地域環境に貢献する一環としての活動(河川・自然歩道の美化)を定期的に行う。
- 第5条 **組織と運営** (1)本会は、会員の活動を円滑に行うため、会の運営に当たる組織として会長以下事務局並びに担当リーダーを置く。事務局の統括者に事務局長を、リーダーの統括者にチーフリーダーを置く。(2)会長は、総会で選出された後事務局長と各事務局員及びチーフリーダーと担当リーダーを指名する。又補佐役としての副会長と監査役(全般監査と会計監査)を指名する。(3)事務局の組織・機能は次の通りである。①総務係 ②会計係 ③広報係(会報及びホームページ) 但し、これに限定されるものではなく、必要に応じて係・役付・担当等を置く。(4)会長は事務局員と担当リーダーを適宜招集して活動計画を定める。(5)事務局員並びに担当リーダーは、会長を補佐して交通手段、宿泊先の手配、会費の徴収・管理、会報・会員名簿の発行、備品の管理等、各々の分担業務に努める。(6)会長職を退任した者は相談役に就任する。任期は終身とし、会の運営に関し助言出来る。
- 第6条 **役員・リーダー会** (1)役員・リーダー会は、会長、副会長、監査役、担当リーダー、事務局員を以て構成し、会長が随時招集する。(2)役員・リーダー会は、会則の制定・追加・改定等の他、安全対策等会の運営上重要と判断される事項の立案・承認・決議を行い、その結果を総会に報告する。(3)役員・リーダー会は、以下に掲げる事例が生じた場合は、会員を除名又は入会の拒否をすることができる。①本会の目的・趣旨に沿わない会員、若しくは本会の名誉を著しく傷つけた会員。②前項に当たる恐れのある入会希望者又は申し込み者。(4)役員は、70歳以上の高齢者の入会に当たり健康面や体力面について本人と面接の上、

入会の判断を行う。(5) 伝染病の感染拡大や天災等の発生で、国・自治体が発令する基準に応じた活動の在り方や活動のガイドラインを逐次検討する。

第7条 **事故防止対策** (1) 会員は、各自の責任で安全登山・ハイキングを心がけ、積極的に事故防止に努める。(2) 会としても安全対策の研修、普及活動に取り組む。
11 (3) リーダーは、出来る限り下見を行い、安全・安心な山行を心掛ける必要がある。(4) 万一の事故対策として、会員は自費で登山・ハイキング等の保険に加入するのが望ましい。(5) 新規入会者及び希望者に関して、事前に会が設けたアンケートに記入してもらい、当人が希望する山行が適切であるか否かの判断を行う。

第8条 **会計** (1) 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月末までの1年間とする。
(2) 会の運営費は、会員の年会費で賄う。(3) 年会費額は、役員・リーダー会で発案し、総会で決定する。(4) 年度末に会計監査を実施後、総会で会計報告を行い、その承認を得る。

第9条 **総会** (1) 総会は、年度開始月の4月の第一日曜日に開催する。(2) 会場・時間はその都度定めて、会員に通知する。(3) 会長は、活動報告、会計報告、その他重要事項の報告を行うと共に、事務局員・担当リーダー・新入会員の紹介を行う。(4) 総会での決定・承認事項は以下である。①会長の選出 A. 会長の任期は2年とする。但し、再選を妨げるものではない。B. 選出方法は、総会出席者の過半数の挙手で決する。②年会費額の決定・変更 過半数の挙手で決する。③年度会計の承認 過半数の挙手で承認される。(5) 社会的な非常事態により総会開催が困難な場合は、書面にて重要議案の決議採択を得ることが出来る。

第10条

個人情報の取り扱い 個人情報は、厳格に管理し山行の目的以外には使用しない。

第11条 **弔慰金** 会員の死亡時は5,000円を弔慰金として支給する。
(制定：平成12年4月2日)
(改定：平成13年4月1日)
(改定：平成28年8月13日)
(改定：平成30年5月12日)
(改定：平成31年2月9日)
(改定：令和2年8月2日)